

ー社)SDGs市民社会ネットワーク 2021年6月現在

# 営利企業、業界団体、経済団体の皆様へ 一社)SDGs市民社会ネットワーク(SDGsジャパン)への企業参加ガイドライン

# 1. SDGsジャパンと営利企業・業界団体・経済団体との協力・連携

SDGsジャパンは、SDGsの達成にむけて、営利企業、業界団体、経済団体(以下、「企業等」とします)の皆様との協力・連携や対話を強化していきたいと考えています。協力・連携や対話には様々な形式・内容がありますが、例えば以下のようなことが考えられます。

- 1) 企業等の会員において、SDGsへの理解を深めるための講演・ワークショップ等の実施
- 2) 企業等が行っている事業とSDGsの関係を理解したり、事業をSDGsに沿ったものにするため の相談、ワークショップ等
- 3) 企業等が行っている事業や事業にかかわるサプライチェーン、およびその他の関連する活動等にどのような課題やリスクがあるか、また、課題をどう克服できるかなどに関する分析や評価、計画立案、問題があった場合の是正に向けた協力
- 4) 企業等が行っている社会貢献活動や価値創造活動等について、SDGsとの関係を理解したり、これらの活動をSDGsに沿ったものにするための相談、ワークショップ等
- 5) イベントの共催、協力、後援、アドバイス等

これらについては、SDGsジャパンの講師派遣事業の枠内、もしくはその延長として実施します。具体的なご相談等については、講師派遣事業のページをご覧いただいたうえ、SDGsジャパン事務局(office@sdgs-japan.net)へお問い合わせください。

※ なお、ご依頼のあった企業等の事業や活動の内容等によっては、(1)~(4)のような取り組みについて、「協力」、「連携」としてではなく、「提言」、「働きかけ」として実施する場合があります。

## 2. 「企業会員」(連携・協力会員制度)について

SDGsジャパンは、企業会員制度を設けております。企業等の皆様には、SDGsジャパン理事会の審査を経たうえで、個別の協力・連携にとどまらず、SDGsジャパンの一員となっていただけます。

#### (1)「企業会員」制度について

SDGsジャパンのミッション・ビジョンに賛同し、活動の発展に貢献されたい企業等は、「企業会員」として会員登録することで、SDGsジャパンに入会できます。

「企業会員」は、SDGsジャパンを主として財政面で支え、また、運営や事業への参加、助言などを行うことで SDGsジャパンに協力していただけます。

(SDGsジャパン「会員に関する規程」(第4条第2項イ)より。本規定は<u>リンク</u>を参照ください。)

「企業会員」は、SDGsジャパンの総会等での議決権はありませんが、恒常的な協力・連携関係の中で、SDGsジャパンの組織、財政、事業等について助言・アドバイスをいただければと考えています。

## (2)年会費



「企業会員」は1口 10,000円、5口以上からです。

## (3)入会方法

下記のお問い合わせ先までご連絡ください。お申し込み方法についてご案内させていただきます。 入会は随時受け付けています。

ー社)SDGs市民社会ネットワーク事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル本館604号

TEL: 03-5357-1773 FAX: 03-5357-1774

Email: office@sdgs-japan.net

## (4)入会までの流れ

- 1) SDGsジャパン事務局に入会のお問い合わせをいただいた後、事務局より折り返し当団体所 定の入会申込書をお送りします。SDGsジャパンウェブサイトからダウンロードもできます。
- 2) ①入会申込書、②会社・法人の登記事項証明書(過去半年以内)、③過去1年の事業報告書 (決算報告を含む)をご提出ください。会社案内、パンフレットその他、事業内容を紹介する資料も併せてご提出ください。
- 3) 書類受領後、30分程度のヒアリング(オンライン対応可能)をさせていただきます。ヒアリング内容は、理事会へ報告いたします。
- 4) 理事会で合議に諮り、入会の可否を事務局よりご連絡します。
- 5) 年会費のご請求書をお送りいたします。
- 6) 会費の入金確認後、正式に会員として登録いたします。

## (5) 特典

ご入会いただいた場合には、以下の特典があります。

SDGsジャパンのメーリングリストに登録、SDGsに関わる国内外の最新情報の提供

SDGsジャパンが発行した各種資料の提供および優待割引での販売

SDGsジャパン主催イベントを通じた NGO、企業などとのネットワーク構築

SDGsジャパンが主催する講演会、研究会、セミナー等への優待割引での参加

#### (6)「企業会員」の入会基準について

下記に該当すると判断される場合、入会をお断りする場合があります。

- A. 企業等の事業・活動の領域や主たる製品・サービスが、SDGsジャパンの活動理念・目的にそぐわないと判断される場合。
- B. いわゆる「反社会的勢力」(「暴力団」関係企業等)との関係があると認められる場合。 反社会的勢力については犯罪対策閣僚会議 HP をご参照ください。
- C. 税金や労働保険料等の租税公課を滞納している場合。
- D. 過去3年間行政処分又は労働基準監督署からの是正勧告を受けている場合。
- E. 主に以下に挙げた事業に関わる企業等
  - a. 武器関連事業
  - b. タバコ関連産業
  - c. 児童ポルノ関連産業
- F. 海外を含む一連のサプライチェーン(原材料・資源採取、製造・加工、包装、運輸・保管、小売、消費・利用、廃棄)を含む、企業等の事業全体において、国連グローバルコンパクトが定める環境、労働、人権、腐敗防止分野において違反が認められる場合。
- G. 事業及び関連するサプライチェーンにおいて、紛争や暴力を助長する事業活動もしくは表現活動を行なっていたり、促進している場合。または適切な対策を取っていない場合。



- H. 従業員や顧客、その他事業に関連する人々(近隣住民等)の健康を損なうような事業活動を行なっている場合。または適切な対策を取っていない場合。
- I. 事業及び関連するサプライチェーン等について、上記のような問題を含め、透明性・公開性が十分に保障されていない場合。
- J. 上記 A~IIC定める事項の他、事業や営業活動等の中心部分に、違法性・不当性、国際連合が定める各種の人権条約等の規定からの逸脱、SDGsを含む「2030アジェンダ」が目指す変革の方向性と異なる内容が含まれると判断される場合。
- K. SDGsジャパンの名義使用等が、その企業や商品(サービス)を推奨し、または、その質を保証するような印象を与える場合。SDGsジャパン自身が営業活動を行っているかの印象や誤解などを消費者に与える可能性がある場合。
- L. その他、SDGsジャパン理事会が適当でないと判断する場合。

当該入会基準については、上記2(4)で示した「入会までの流れ」のうち、3)4)の事務局ヒアリング及び理事会での討議において検討されます。会員登録を行った後に上記に該当する事柄が判明した際、会員登録を取り消す場合があることを予めご了承ください。

ご不明の点などありましたら、お気軽に SDGsジャパン事務局までお問い合わせください。

TEL: 03-5357-1773 FAX: 03-5357-1774

Email: office@sdgs-japan.net

以上